

災害時並びに日常の防災活動に関する支援及び協力協定

北海道（以下「甲」という。）と日糧製パン株式会社（以下「乙」という。）は、北海道内において発生した地震、風水害その他の災害、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）の発生によって水道・電気等の通常のライフラインが絶たれた場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙が相互に協力し、食料品等の供給と輸送、災害情報の提供及び施設・設備等の活用をもって迅速かつ的確な応急対策を実施するとともに、平常時から甲と乙は協力関係を構築しながら、地域住民及び乙の関係職員の防災意識の高揚と地域防災力の強化を図ることを目的として協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（協定の効力）

第 1 条 道内にある市町村は、原則として乙と本協定と同様の協定を締結したものとみなすものとする。ただし、次条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号については、甲を経由した協力を基本とする。

2 前項の定めにかかわらず、本協定の趣旨にのっとり、道内にある市町村と乙は個別の協定を締結することができるものとする。

（協力の内容）

第 2 条 乙は、災害時に甲の要請があった場合、二次災害の危険性や、乙の職員の人命を優先的に勘案の上、次の事項について、乙以外の本協定の趣旨に賛同する企業及び第三者（以下「連携企業等」という。）との連携又は合同による作業を含め、可能な範囲で協力するものとする。

- (1) 食料品、その他被災地及び被災住民等が必要とする物資の供給並びに調達支援
- (2) 災害対策本部、救援物資の保管場所、復旧資材の仮置場等、現地における応急対策拠点として、乙が所有する敷地及び建物の一部提供
- (3) 被災住民の一時避難場所として、乙が所有する敷地及び建物の一部提供
- (4) 乙の日常の配送網を活用した被災地及び避難場所への物資輸送
- (5) 乙の有人拠点において徒歩帰宅者に対する、水道水、トイレ等の提供
- (6) 周辺住民、徒歩帰宅者、道路通行者に対する、各種メディアを通じた情報、及び市町村等から提供を受けた地図等による道路、交通機関の運行等に関する情報提供
- (7) その他可能な協力

2 乙は、その関係職員の防災意識の高揚と地域防災力の強化を図るため、平常時から、次の事項の協力について努めるものとする。

- (1) 乙の本社担当部署における、甲及び関係市町村から提供された避難所、危険箇所等地域防災情報の内容把握と社内周知
- (2) 乙の日常の営業活動時において覚知した防災観点上の異常又は不具合な情報の甲及び関係市町村への提供
- (3) 乙の配送ドライバー及び職員による、甲及び関係市町村への速やかな災害情報の連絡提供、並びに被災地との情報交換、連絡仲介に関する体制の整備
- (4) 北海道防災情報システムの災害携帯メール配信記録
- (5) その他可能な協力

（支援の内容）

第 3 条 甲は、次の事項について乙に対し適切な支援を行うものとする。

- (1) 災害時における被災状況等、乙の協力に必要な情報の提供
- (2) 災害時における乙の本協定に基づく活動を円滑に行うために必要な事項の提示及び指導

(3) 平常時における乙の防災意識高揚のために必要な、各種情報の提供及び乙の活動に関する助言等

(4) その他災害時に乙が的確かつ速やかな活動を行うために必要な支援
(協定事項の発効)

第4条 第2条第1項に定める災害時の協力は、原則として、甲が災害対策本部または国民保護対策本部（緊急処理事態対策本部を含む。）（以下「本部等」という。）を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効するものとする。

(連絡員の派遣)

第5条 甲は、乙の協力に必要な連絡等のため、災害対策本部に乙の職員の派遣を要請することができるものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、本協定を円滑に推進するため、事務担当者名簿を作成して相互に交換するとともに、平常時から防災に関する情報交換を行うものとする。

(実施細目の作成)

第7条 本協定実施に関する詳細については、別途定めるものとする。

(損害の負担)

第8条 第2条の規定による協力により、乙に損害が生じた場合、その負担については、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第9条 本協定の有効期間は平成24年3月27日より平成25年3月26日までの1年間とし、有効期間満了までに甲乙双方又はいずれか一方からの解約等の意思表示がないときは、更に1年間更新されるものとし、以降同様とする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項、及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年3月27日

甲 北海道
北海道知事 高橋 はるみ

札幌市豊平区月寒東1条18丁目5番1号
乙 日糧製パン株式会社
代表取締役社長 吉田 勝彦

災害時並びに日常の防災活動に関する支援及び協力協定実施細目

(目的)

第1条 北海道（以下「甲」という。）と日糧製パン株式会社（以下「乙」という。）は、平成24年3月27日に締結した「災害時並びに日常の防災活動に関する支援及び協力協定」（以下「協定」という。）第7条に基づき、協定第2条第1項に関わる内容について、次のとおり定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、原則として、災害時において設置される災害対策本部又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）（以下、「本部等」という。）に対し、道内市町村から物資の供給要請があった場合等、乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対し、協定第2条第1項に定める協力を要請することができる。

2 前項の定めにかかわらず、乙は甲からの要請に先立ち、予め道内市町村に対して協力要請の有無を照会し、乙が可能な協力内容を検討することができるものとし、係る情報を甲へ提供の上協力活動を申し出ることができるものとする。

(食料品の品目等及び数量)

第3条 甲が乙に供給要請する食料品等の品目及び数量は、被害の状況に応じて決定するものとし、その主なものは別表「災害時における主な食料品等一覧」のとおりとする。

2 乙は、災害時に供給可能な食料品等の品目及び数量、提供可能な施設等について適切な把握に努め、必要に応じて甲に報告するものとする。

(要請の手続き)

第4条 甲の乙に対する要請手続きは、別紙第1号様式の1から4の「災害時における協力要請書」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

2 甲と乙は、災害時における連絡体制及び連絡方法等について事前に定めておくとともに、それらについて常に点検、整備及び改善に努めるものとする。

(情報の提供)

第5条 甲は乙に協力要請を行った場合は、乙に対し、速やかに協力実施区域に関する被災状況及び交通規制等の情報を提供するものとする。

2 乙は、甲に対し、協力活動を実施した区域において把握した現地の被災状況等に関する情報を提供するものとする。

3 前2項における情報は、常に最新の内容に更新して提供するものとする。

(食料品等の輸送)

第6条 食料品等の輸送は原則として乙が行うものとし、甲は、乙が調達、供給する食料品等の輸送が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるとともに、乙に対して適切な指導及び支援を行うものとする。ただし、乙の輸送が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が輸送するものとする。

(食料品等の受領)

第7条 甲又は甲に要請した市町村は、供給された食料品等を指定した場所において、品目及び個数を確認の上受け取るものとする。

(食料品等の供給報告)

第8条 乙は、食料品等の供給終了後速やかに供給内容を甲に報告するものとする。

(敷地等の提供)

第9条 甲が協定第2条第1項に定める事項において乙から提供を受けた敷地、建物等に造作、改変を施す場合は、甲の負担及び責任においてこれを実施するものとし、提供が終了した場合においては、速やかに甲の負担及び責任において原状に回復し乙に返還するものとする。

(費用負担)

第 10 条 協定第 2 条第 1 項第 1 号及び第 4 号の規定において、その輸送に要した費用については、乙が負担するものとする。ただし、被災地の状況により、乙が自ら所有する配送車輛、又は乙の庸車をもって輸送が困難と判断する場合で、甲又は甲の指定する者が輸送する場合は、甲又は甲に要請した市町村が負担するものとする。

2 乙が甲へ供給した食料品等の価格について、供給物資が乙の自社生産製品及び乙が日常の営業活動で取り扱う仕入商品の場合は、災害が発生する直前に乙が道内における一般小売店舗へ通常供給していた際の卸売価格とし、乙が通常取り扱わないその他の食料品及び物資等を甲の要請を受けて調達、供給した場合は、調達価格及び市場価格を参考のうえ、甲乙協議して定めるものとする。

3 協定第 2 条第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 5 号から第 7 号に規定する災害時の協力に要する費用については、原則として乙が負担するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第 11 条 乙は、食料品等の供給終了後、前条第 2 項に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、甲又は甲に要請した市町村に請求するものとする。

2 甲又は甲に要請した市町村は、前項の請求があったときは、その費用について速やかに乙に支払うものとする。

(連絡責任者)

第 12 条 協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては総務部危機対策局危機対策課長、乙にあつては本社管理本部総務部長とし、別紙第 2 号様式「連絡責任者届」を取り交わし、双方の連絡先を確認する。

なお、連絡責任者及び連絡先に変更が生じた場合は、同様式により速やかに相手方に通知することとする。

(協議)

第 13 条 この実施細目の解釈について疑義を生じたとき、又はこの実施細目の実施に関し必要な事項は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この実施細目の成立を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 24 年 3 月 27 日

甲 北海道
北海道知事 高橋 はるみ

札幌市豊平区月寒東 1 条 18 丁目 5 番 1 号
乙 日糧製パン株式会社
代表取締役社長 吉田 勝彦

災害時における物資の供給に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）と株式会社北海道ファミリーマート（以下「乙」という。）及び株式会社ファミリーマート（以下「丙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に定める地震、風水害その他の災害、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生、又は発生のおそれがある場合（以下、「災害時等」という。）、被災住民等を救助するための物資（以下「物資」という。）の調達及び供給について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等において応急生活物資の調達、安定供給を円滑に行うことを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において物資を供給する必要があるときは、乙及び丙に対し、乙及び丙が調達、製造が可能な範囲で物資の供給を要請することができる。

- (1) 甲が災害対策本部を設置し、甲の地域に災害救助法が適用されるなど住民避難が大規模かつ長期間に及ぶことが予想されるとき、又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）が設置されたとき。
- (2) 北海道内の被災市町村等から物資の供給要請があるとき。
- (3) 北海道外において災害等が発生し、都府県から物資の供給要請があるとき。
- (4) その他、物資の供給について、乙及び丙の支援が必要なとき。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が、乙及び丙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、「物資供給可能数量報告書」（別紙様式第1）で報告のあった数量等の範囲内とする。ただし、甲から乙及び丙が要請を受けた時点で、物流ラインの断絶、乙及び丙の加盟店への商品供給を優先する必要性等により物資の供給ができない場合があることを甲は了承する。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他、甲が指定する物資

（要請手続き等）

第4条 甲は、第2条に定める要請を行う場合、乙及び丙に対して「災害時における物資供給要請書」（別紙様式第2）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 要請を受けた乙及び丙は、それぞれ物資の供給について「物資供給状況報告書」（別紙様式第3）をもって甲に報告するものとする。

(物資の運搬、引渡し)

第5条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、物資の引渡し場所までの運搬は、原則として乙又は丙、又は乙又は丙が指定するものを行うものとする。

2 乙及び丙は、甲に対して必要に応じて運搬の協力を求めることができる。

3 甲、又は甲に物資の供給を要請した都府県又は市町村は、当該場所に職員を派遣し物資を確認の上、引き取るものとする。

(物資供給可能数量の報告)

第6条 乙及び丙は、物資の供給可能数量を協定締結後速やかに「物資供給可能数量報告書」(別紙様式第1)により甲に報告するものとし、変更があった場合には直ちに甲に報告するものとする。

(連絡責任者の報告)

第7条 甲、乙及び丙は、本協定に係る連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届」(別紙様式第4)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙又は丙が物資を運搬又は供給する際には、車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。

(費用等)

第9条 乙又は丙が供給した物資の対価は、甲又は甲に物資の供給を要請した都府県又は市町村の負担とする。また、乙又は丙が行った運搬に係る費用は、通常の商品配送業務の範疇を著しく超える場合を除き、原則として乙又は丙の負担とする。

2 甲又は甲に物資の供給を要請した都府県又は市町村が負担する費用は、災害時の直前における仕入価格を基準として、甲と乙又は丙が協議の上、決定するものとする。

3 甲、又は甲に物資の供給を要請した都府県又は市町村は、物資を引き取った後、乙又は丙の請求に基づき速やかにその代金を支払うものとする。

(平常時の活動)

第10条 甲、乙及び丙は、本協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行うものとし、乙及び丙は甲が行う防災訓練への参加に努めるなど防災意識を高め緊急時に備えるものとする。

(その他)

第11条 乙及び丙は、自己の加盟店又は関係者(配送業者等)に最大限の努力をもって本協定を履行するよう求めるが、フランチャイズ契約等の制限から、強制することが困難な事情がある場合は、甲は乙又は丙が本協定を履行することができないことがあることを承諾する。

(協議)

第12条 本協定について疑義が生じた事項又は本協定に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙又は丙とで協議して定めるものとする。